

厚岸町規則第15号

厚岸町建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町建設工事執行規則の一部を改正する規則

厚岸町建設工事執行規則（平成元年厚岸町規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第34条第6項、第50条第3項、第51条第4項及び第53条第2項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前日に契約の締結がなされた工事については、なお従前の例による。